

令和7年11月10日
区 長 室 人 事 課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【通勤手当の不正受給】

1 発生年月日

令和7年6月5日（木）

2 被処分者

所属：教育委員会

役職：係長級

年齢：57歳

3 処分内容

減給1月（10分の1）

4 処分年月日

令和7年11月7日（金）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和5年9月から通勤届と異なる経路・手段で通勤し、通勤手当194,300円を不正に受給した。

なお、不正に受給した通勤手当はすべて区に返還されている。